

福山アンダンテ会則

(名称)

第1条 本会は『福山アンダンテ』とする。
事務局を会計役員宅に置く。

(目的)

第2条 本会は乳腺疾患の体験者を対象として、充実した日常生活（QOL）への早期社会復帰支援と会員相互の親睦を図ることを目的とするため乳腺疾患体験者なら医療機関を問わず入会出来ます。

(事業)

第3条 本会は次の事業を行う。
1. 会員相互のふれあいの場を設ける。
2. ウィッグやインナー・ウェア（補正専門下着）などの情報を提供する。
3. 会員に有意義と認められる講演会、その他の活動を行う。

(会員)

第4条 本会は乳腺疾患の体験者及び第二条の目的に賛同する者で組織する。
(尚、医療機関や他の患者会への所属は問わない。)

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。
会長 1名、 副会長 1名、 会計 1名（会計監査 1名）、 スタッフ 数名。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。
1. 会長は本会を代表して会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し会長にさしかえある時は職務を代行する。
3. スタッフは総会や相談会等の運営に協力する。

(役員を選出)

第7条 役員を選出は次のとおりとする。
1. 会長、副会長及び会計は役員会に於いて選出する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とし再選を妨げない。但し補欠により就任した者の任期は前任者の残任期とする。

(役員会)

第9条 役員会は必要の都度会長がこれを招集する。

(役員会の表決)

第10条 役員会は出席者の過半数をもって決し、可否、同数の場合は議長がこれを裁決する。

(運営)

第11条 本会の運営は会員からの会費をもってあてる。
1. 本会の会費は年額1500円とし毎年4月末日までに納める。(但し10月1日以降の入会者は、1000円とする。)
2. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

(顧問)

第12条 本会に役員会の承認を得て顧問を置くことが出来る。顧問は本会の事業その他の重要事項について会長の諮問に応じる。

第13条 本則の変更は役員会の議を経るものとする。

(退会)

第15条 退会は、申し出により随時受けつけます。

(付則) この会則は平成25年度より施行する。